

府中町放課後児童クラブのしおり

放課後児童クラブの有料化について

入会申込手続きの変更について

I 府中町放課後児童クラブの運営とは

- 1 放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 2 放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 3 入会ができる児童・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
- 4 開設期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
- 5 開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
- 6 活動のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3

II 新規入会手続きについて

- 1 入会までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.4
- 2 選考・入会決定について・・・・・・・・ P.4
- 3 入会基準フローチャート・・・・・・・・ P.5
- 4 入会申し込みについて・・・・・・・・ P.6
- 5 児童クラブの退会について・・・・・・・・ P.9
- 6 申込事項の変更について・・・・・・・・ P.9
- 7 入会取り下げについて・・・・・・・・ P.9
- 8 利用の取消しについて・・・・・・・・ P.9

III 府中町放課後児童クラブの運営内容

- 1 主な活動内容・・・・・・・・ P.9
- 2 活動費・・・・・・・・ P.10
- 3 せいかつノート・・・・・・・・ P.10
- 4 連絡事項・注意事項
 - (1) 登会・下会について・・・・・・・・ P.10
 - (2) 欠席について・・・・・・・・ P.11
 - (3) 下会について・・・・・・・・ P.11
 - (4) 宿題について・・・・・・・・ P.12
 - (5) お弁当・おやつについて・・・・・・・・ P.12
 - (6) 服薬等について・・・・・・・・ P.12
 - (7) 学級閉鎖等の場合について・・・・・・・・ P.12
 - (8) けが・事故等の対応について・・・・・・・・ P.12
 - (9) スポーツ安全保険について・・・・・・・・ P.12
- 5 気象警報発令時等の対応・・・・・・・・ P.13
- 6 その他・・・・・・・・ P.14
- 7 Q & A・・・・・・・・ P.14
- 8 電子申請・・・・・・・・ P.15

別添

緊急メール連絡システム登録マニュアル・・・・・・・・ P.16

※このしおりは1年間保存してください。

放課後児童クラブ有料化について

府中町ではこれまで、放課後児童クラブの利用料を無料としてきましたが、今後も安定的に運営を継続していくため、放課後児童クラブを利用されるご家庭においては、令和8年度6月から一定の負担をお願いすることとなりました。

これは、受益者負担の適正化を図るとともに、持続可能な運営体制を整えるためのものです。

保護者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

有料化の理由

1. 受益と負担の適正化

児童クラブを利用する世帯としない世帯との負担の公平性の確保

2. 児童クラブの安全運営・質の向上

安定したサービスの提供と、質の向上

3. 児童クラブ運営経費の財源確保

児童クラブ利用申込者増による、町負担増加への対応。

放課後児童クラブ利用料

国は、児童クラブ運営経費の50%を利用者が負担することを示しています。この基準に基づくと利用料は月額6,500円程度となりますが、子育て世帯の就労支援と経済的負担を考慮し、下記の使用料をお願いします。

○入会児童1人当たり：月額3,000円（8月分は4,000円）

減免制度について

現在検討中です。

注意事項

利用料は各クラブに支払っている活動費、保険代とは別のものです。

利用料・・・児童クラブが提供するサービスを利用するために保護者が支払う費用
活動費・・・おやつ代などの実費負担分

時 期	費 目	金 額
令和7年12月現在	活動費のみ徴収	2,000円
令和8年6月から	活動費及び利用料を徴収	2,000円+3,000円=5,000円

入会申込手続きの変更について

新年度の利用について、在籍児童も毎年、入会申込書類を提出していただいていたところですが、令和8年度利用分から、既に児童クラブに在籍している児童は、入会申込手続きは不要となります。(※)そのため、**令和8年1月16日からの入会申込について書類の提出は必要ありません。**
(入会后、小学6年生の3月31日まで利用できます。)

※ 新規入会希望の兄弟・姉妹児がいる場合は、新規入会者分の入会申し込み手続きが必要です。

提出必要書類について

保険の更新等のため、下表の書類(①~③)は毎年児童クラブへ提出いただきます。

書類については、2月中旬ごろにせいかつノートをとおして在籍児童保護者の方へ配布しますので、提出時期を厳守でお願いします。

なお、令和8年度の6月から、放課後児童クラブの利用料負担をお願いすることとなりました。

提出物	提出回数	提出時期
① スポーツ安全保険料	年に1回	令和8年2月19日(木)から 令和8年3月4日(水)まで (児童クラブへ提出ください)
② 気象警報発令時等の対応調査票	年に1回	
③ 個人票	年に1回 (利用中に内容が変わった場合は 都度提出下さい)	
④ 在職証明書	入会時、就業状況変更時及び年に1回	
⑤ 口座振替依頼書	利用料口座指定時	令和8年4月頃

令和8年度からの放課後児童クラブの利用を希望されない方

令和8年1月31日(土)までに、児童クラブへ退会届を提出してください。

新規入会の定員にも影響しますので、利用を希望されない方は確実に提出をお願いします。

退会届は児童クラブで希望するか、ホームページからダウンロードしてください。

退会日は、令和7年12月現在から令和8年3月31日(火)までの間の日を記入ください。

I 府中町放課後児童クラブの運営とは

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、放課後や長期休業中（夏休み等）に、就労などにより保護者が家庭にいない児童に、家庭の代わりに適切な遊びや生活の場を提供し、子ども達が安全に過ごす中で、健全な育成を図ること、また、「児童クラブが保護者に代わって生活全般を指導する」のではなく、「保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かくはぐくむためのお手伝いをする事」を目的として運営を実施しています。

あくまで保護者が不在の時間を補助することが目的ですので**家庭の中で保護できる状態にある時（お仕事がお休みの時など）**は、放課後児童クラブは利用できません。

【用語の定義】

◎児童クラブに関すること

- ・登会とうかい : 児童クラブに来ること
- ・下会げかい : 児童クラブから帰ること
- ・休会きゅうかい : 児童クラブを開設しない日のこと
- ・一日活動いちにちかつどう : 長期休業日（夏休みや冬休み等）、土曜日、学校の代休日（振替休業日）等開設する活動日のこと
- ・入会 : 児童クラブに入ること
- ・退会 : 児童クラブをやめること

◎小学校に関すること

- ・登校 : 小学校へ行くこと
- ・下校 : 小学校から帰ること
- ・休校 : 小学校が休みになること
- ・短縮授業 : 学校が早く終わる日

2 放課後児童クラブ一覧

児童クラブで集団生活を行うにあたり、不安に思うことや配慮が必要な場合があれば、事前に児童クラブに相談してください。

小学校区	施設名	所在地	電話番号
府中小学校	府中小学校区 放課後児童クラブ	府中町本町 2-15-2 (府中小学校内)	082-288-5642
府中南小学校	府中南小学校区 放課後児童クラブ	府中町柳ヶ丘 51-25 (府中南小学校内)	082-286-6680
府中中央小学校	府中中央小学校区 放課後児童クラブ	府中町浜田 2-6-1 (府中中央小学校内)	082-282-0961
府中東小学校	府中東小学校区 放課後児童クラブ	府中町山田 4-4-1 (府中東小学校内)	082-285-5985
府中北小学校	府中北小学校区 放課後児童クラブ	府中町清水ヶ丘 23-1 (府中北小学校内)	082-285-2997

3 入会ができる児童

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす場合に対象となります。

→5 ページの入会基準フローチャートを参考にしてください。

(1)府中町内に住所を有している児童

(2)小学校に在学している児童

(3)保護者および同居する親族（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童

- ① 保護者等が就労のため、1週間のうち日曜日を除く4日以上・16時まで勤務、17時頃まで家庭にいないこと（※）
- ② 保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
- ③ 保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族を常時介護していること。
- ④ 保護者等が大学・専門学校等への通学中であること。
- ⑤ その他児童を保護できない特別の事由があること。

（周りに協力者がおらず、どうしても児童クラブが必要な方が入会できるためにも、祖父母等の協力が得られる方は、要件に該当していても登録申請について配慮いただきますようご協力をお願いします。）

※長期休業中のみの利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの受入可能人数を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申し込みを受付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は「17時頃」とあるのを「12時頃」に緩和します。

4 開設期間

◎開設期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間（休会日除く）

◎休会日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月14日から8月16日まで(学校の予定により変更の場合があります)
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで
- (5) 入会説明会・新年度準備など運営上休会を必要とする日（年間2～3日）
- (6) 災害その他の事情により必要と認める日

※休会日が変更となる場合があります。また、各小学校区の放課後児童クラブで日程が異なる場合があります。

5 開設時間

区分	放課後活動日		一日活動日	
	通常授業日	短縮授業日	土曜日	長期休業日 (夏休み等)
開設時間	13時～18時30分 (延長時間: 18時～18時30分)	下校時刻～18時30分 (延長時間: 18時～18時30分)	8時～18時30分 (延長時間: 8時～8時30分 18時～18時30分)	8時～18時30分 (延長時間: 8時～8時30分 18時～18時30分)

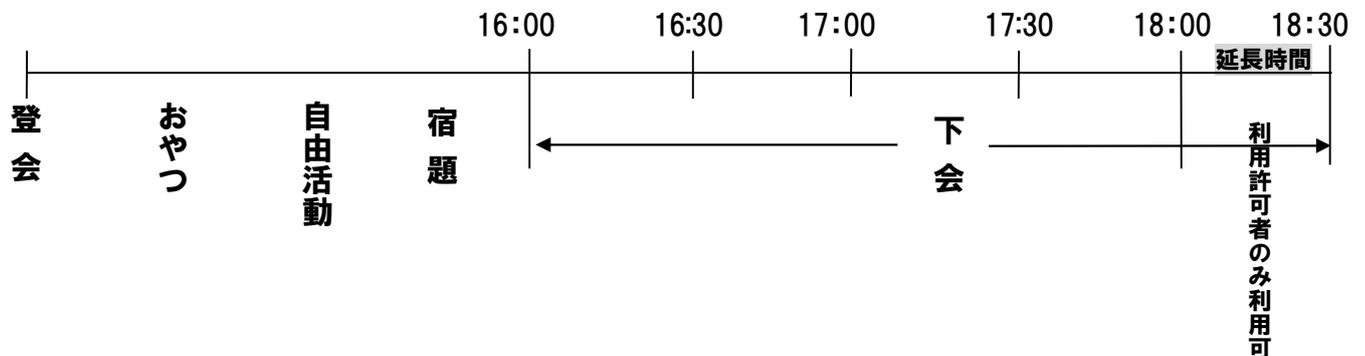
※電話連絡も、上記の時間帯にお願いします。

※警報発令時や災害その他の事情により、開設時間を変更することがあります。

※放課後活動日・一日活動日の18時から18時30分および一日活動日の8時から8時30分の利用の場合は、延長利用申込手続きが必要です。保護者の勤務時間に合わせて、ご利用ください。

6 活動のながれ

①放課後活動日（学校のある日）



◎学校の下校時刻に合わせて登会します。学校の下校時刻をよく確認しておいてください。

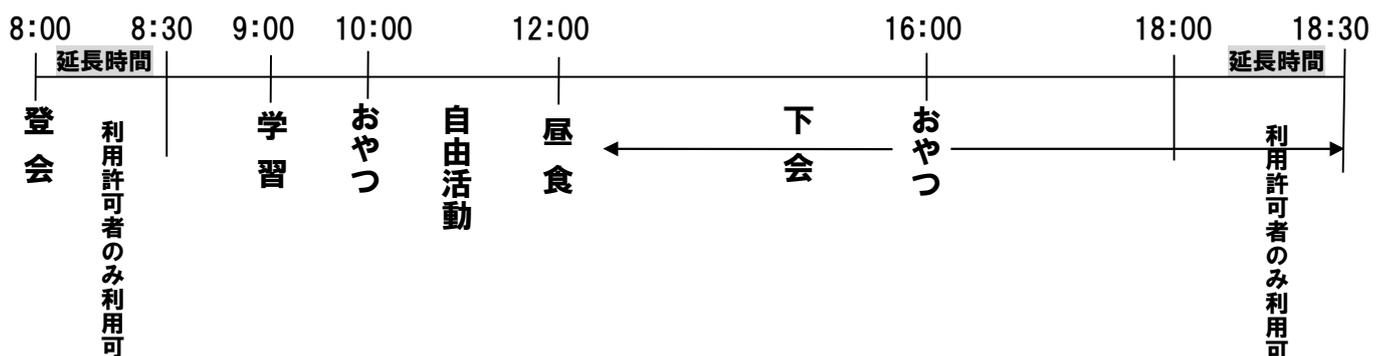
◎16時から30分単位で下会できます。原則として16時より前の下会はできません。

ただし、特別な理由がある場合はこの限りではありませんのでご相談下さい。

◎18時から18時30分の利用の場合は、延長利用申込手続きが必要です。

◎10～3月の間、17時を過ぎて下会する児童、また、延長利用手続きをし、延長利用決定を通知した児童は、4月～9月の間、18時を過ぎて下会する場合は保護者の迎えが必要です。必ず18時まで(延長利用許可者は18時30分まで)にお迎えをお願いします。

②一日活動日



◎8時より開設し、保護者の勤務時間に合わせて登会します。

事故防止のため、8時より前に児童クラブに登会させないでください。

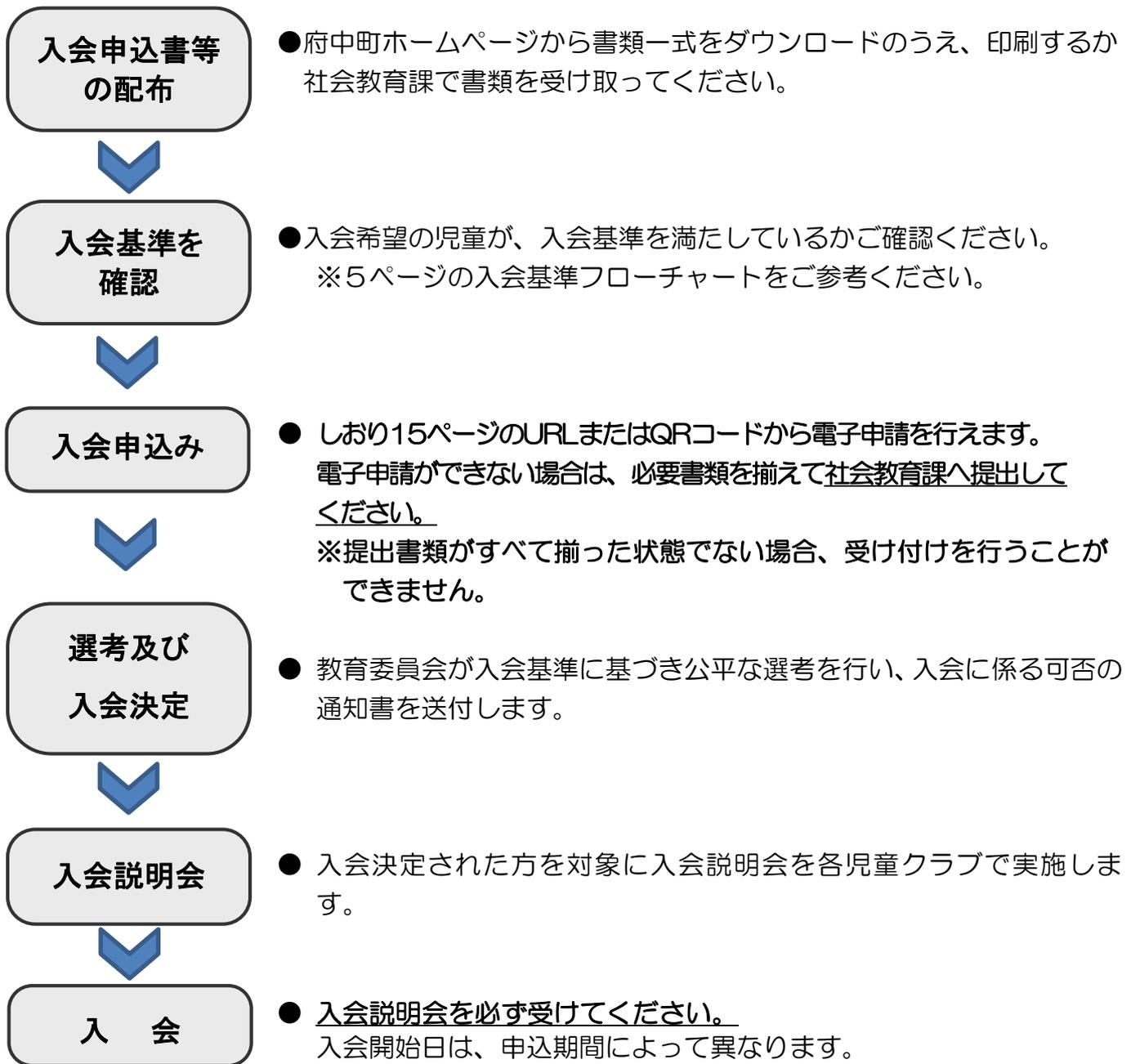
◎8時から8時30分および18時から18時30分までの利用の場合は、延長利用申込手続きが必要です。

◎12時から30分単位で下会できます。

◎10～3月の間、17時を過ぎて下会する児童、また、延長利用手続きをし、延長利用決定を通知した児童は、4月～9月の間、18時を過ぎて下会する場合は保護者の迎えが必要です。必ず18時まで(延長利用許可者は18時30分まで)にお迎えをお願いします。

Ⅱ 新規入会手続きについて

1 入会までの流れ



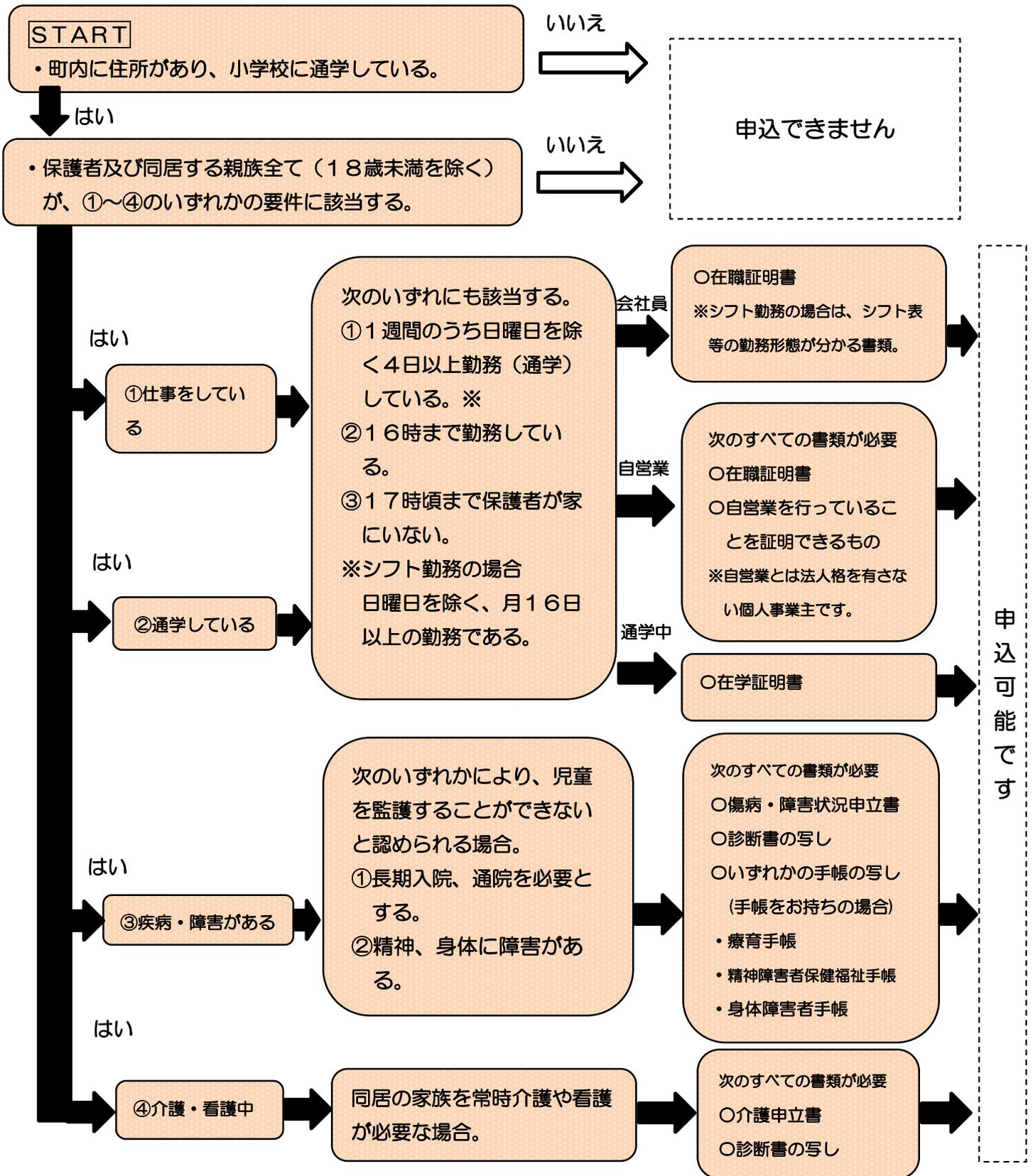
注意：在職証明書の作成に時間がかかる場合があります。提出書類がそろった状態でない場合受付を行うことが出ませんので、事前に準備ください。
(証明書の作成遅延が理由の場合、申立書の代替による受付もできません。)

2 選考・入会決定について

◎入会申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童が入会基準を満たしているかどうかの確認をし、入会に係る可否の決定、通知書を送付します。

3 入会基準フローチャート

※基準日は利用開始希望日（年度当初の新規入会申込の場合は、令和8年4月1日）です。



4 入会申し込みについて

【令和8年4月から利用を希望される方】

(1) 配布・申込み

利用期間	令和8年4月1日から
書類の配布・提出(受付)期間	令和8年1月16日(金)～1月31日(土) 【期間厳守】
受付時間	(平日) 8:30～12:00、13:00～17:15 (土曜日) 9:00～17:00 ※電子申請を除き、上記以外の時間は対応できません。
受付場所	電子申請又は、府中町教育委員会 社会教育課 (府中町本町一丁目10番15号・くすのきプラザ内)

※1月31日(土)までに申請を行ってください。電子申請ができない場合は、全ての書類を揃えて社会教育課に持参してください。

※書類に不備があった場合は、一旦返却します。修正し1月31日(土)までに必ずご提出ください。

提出が1月31日を過ぎた場合、令和8年4月1日からの春休みの利用はできません。

(2) 提出書類

次の書類全てを揃えて提出してください。

【電子申請時】

① 在職証明書等(児童クラブ用の様式をご使用ください。)

※次ページの表【必要書類】を参考にし、該当する書類を電子申請時に添付してください。

※保護者(単身赴任者も含む)、同居(二世帯住宅・同一敷地内・同一マンション含む)する親族(18歳未満・70歳以上を除く)全ての方に必要です。

※同一世帯で2人以上の児童の入会を申し込む場合は各1部ずつで結構です。

【書類持参時】

① 入会申込書(児童1人につき1枚提出)

② 在職証明書等(児童クラブ用の様式をご使用ください。)

※次ページの表【必要書類】を参考にし、該当する書類を提出してください。

※保護者(単身赴任者も含む)、同居(二世帯住宅・同一敷地内・同一マンション含む)する親族(18歳未満・70歳以上を除く)全ての方に必要です。

※同一世帯で2人以上の児童の入会を申し込む場合は各1部ずつで結構です。

③ 春休み(4月1日開始)の利用希望調査票

④ 府中町放課後児童クラブ延長利用申込書 ※延長時間の利用をしない場合は、提出不要です。

⑤ 提出書類チェックリスト

※提出書類は、府中町ホームページからダウンロードできます。

(トップページ>教育委員会>小学校・中学校>放課後児童クラブ か サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください)

注意：自動払込利用申込書は入会説明会時に提出いただきます。

【新規入会申し込み時必要書類】

※鉛筆・消えるペンでの記入、及び修正液（テープ）を使用された書類は受付できません。

主な事由		必要書類
就労	雇用勤務者	<ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書 ※勤務がシフト制の場合は、その月のシフト表も提出してください。 ※単身赴任の場合も必要です。 ※必ず雇用先で証明を受けてください。 ※訂正の場合、二重線で消してください。
	自営業者	次のすべての書類 <ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書 ・営業証明書の写し、営業上の郵便物、名刺等のいずれか
疾病・障害		次のすべての書類 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病・障害状況申立書 ・診断書の写し ※町指定の様式をご使用ください。医師の診断書の場合、必ず指定様式の記入事項が記載されていることをご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳等の写し(手帳をお持ちの場合)
介護		次のすべての書類 <ul style="list-style-type: none"> ・介護申立書 ・診断書の写し ※町指定の様式をご使用ください。医師の診断書の場合、必ず指定様式の記入事項が記載されていることをご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証等の写し
70歳以上の同居の祖父母		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢確認できるものの写し
就学		<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書
その他の事由		当該事由が確認できる書類及び申立書（児童を保護できない理由を記載したもの）

(3)入会又可否決定通知

2月下旬～3月上旬頃に通知します。

入会説明会を受けていただいていたからの入会となります。

【長期休業中（夏休み、冬休み）の利用を希望される方】

※各放課後児童クラブが受入可能人数を超過していない場合のみ利用できます。

(1)配布・申込み

利用期間	夏休み	冬休み
書類の配布・提出期間	6月上旬～6月中旬	11月中旬～11月下旬
広報掲載月	広報6月号	広報11月号
受付時間	(平日) 8:30～12:00、13:00～17:15 (土曜日) 9:00～17:00 ※電子申請を除き、上記以外の時間は対応できません。	
受付場所	府中町教育委員会 社会教育課 (府中町本町一丁目10番15号・くすのきプラザ内)	

※日程の詳細については、掲載予定月の広報、または府中町ホームページにて確認してください。

※必要書類をそろえて申請を行ってください。電子申請ができない場合は申込みに必要な書類を全て揃えて、社会教育課へ提出してください。

(2) 提出書類

【電子申請時】

① 在職証明書等 ※6 ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

【書類持参時】

① 入会申込書

② 在職証明書等 ※6 ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

③ 府中町放課後児童クラブ延長利用申込書 ※延長時間の利用をしない場合は、提出不要です。

④ 提出書類チェックリスト

※提出書類は、府中町ホームページからもダウンロードできます。

(トップページ>教育委員会>小学校・中学校>放課後児童クラブ か サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください)

(3) 入会の可否決定の通知

夏休みのみは7月上旬頃、冬休みのみは12月上旬頃に通知します。

※入会が決定した方は後日、入会説明会を開催します。

【年度途中で利用を希望される方】

※各放課後児童クラブが受入可能人数を超過していない場合のみ利用できます。

(1) 利用開始希望日と提出期間

利用開始希望日の、前月の15日までに申請を行ってください。電子申請ができない場合は申込に必要な書類を全て揃えて、社会教育課へ提出してください。

前月の16日以降の提出の場合は、利用開始希望月の16日からの利用となります。

例) 6月1日から利用開始希望の場合→5月15日までに電子申請または、社会教育課に提出書類持参。

提出日	利用開始日
1日～15日	提出月の翌月1日から
16日～月末	提出月の翌月16日から

※受付時間は、(平日) 8:30～12:00及び13:00～17:15です。

(電子申請は上記時間外も申込みできます。)

(2) 提出書類

【電子申請時】

① 在職証明書等 ※6 ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

【書類持参時】

① 入会申込書

② 在職証明書等 ※6 ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

③ 府中町放課後児童クラブ延長利用申込書 ※延長時間の利用をしない場合は、提出不要です。

④ 提出書類チェックリスト

※入会申込書・在職証明書は、府中町ホームページからもダウンロードできます。

(トップページ>教育委員会>小学校・中学校>放課後児童クラブ か サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください)

注意：自動払込利用申込書は入会説明会時に提出いただきます。

(3) 入会の可否決定の通知

15日までに提出された方は提出月の下旬頃に、16日～月末に提出された方は提出月の翌月の下旬頃に発送予定です。※入会が決定した方は後日、入会説明会を開催します。

5. 児童クラブの退会について

- ◎放課後児童クラブに入会いただくと小学校6年生まで利用できます。最終利用日は小学校卒業後の3月31日までです。利用をやめる場合は、退会手続きが必要です。
- ◎退会する場合は、退会届を各放課後児童クラブへ提出してください。
※退会の届出月まで活動費が必要ですので、ご了承ください。なお、退会届の提出がない場合は、登会していなくても活動費が必要です。(例：10月末で退会するが、退会届を11月1日に提出の場合、11月分の活動費は返金できません。)
※活動費引き落としの手続き解除の都合上、**毎月25日までに**手続きをしてください。それ以降の申出につきましては、一旦、活動費は引き落とされますので、引き落とし確認後の返金となります。

6. 申込事項の変更について

- ◎住所、保護者、家族状況、利用形態など申込事項の変更があった場合は利用している放課後児童クラブにご連絡ください。
- ◎勤務先が変更となった場合には在職証明書の再提出が必要になります。また、在職証明書の雇用期間が利用期間中に更新される方は、速やかに更新後の在職証明書を提出してください。

7. 入会取り下げについて

- ◎入会決定後は、準備物に対する費用が発生しますので、入会を取り下げる場合は速やかに入会予定の放課後児童クラブへご連絡ください。

8. 利用の取消しについて

- (1) 府中町放課後健全育成事業運営規程に基づく規程に違反した場合。
- (2) 不正な行為により入会の決定を受けた場合。
- (3) 入会要件又は関係職員の指示及び指導に従わない場合。
- (4) その他管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないとする場合。

【利用上の注意点】

- ・利用登録されている方で実際の利用が1ヶ月に数日しかない場合、退会を勧奨させていただきます。また、3ヵ月間、自己都合により一回も登会がない場合は、退会させていただきます。
- ・送迎時間を守られない方、利用回数が極端に少ない方につきましては、次年度の入会決定時の審査対象とさせていただきます。
- ・小学校の下校時間から習い事の始まる時間までの時間調節のための入会はできません。

Ⅲ 放課後児童クラブの運営内容

1. 主な活動内容

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 生活の指導 | 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行います。 |
| (2) 遊びの指導 | 遊びを通しての自主性や社会性、創造性を培います。 |
| (3) 安全確保・健康管理 | 出欠確認を始めとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。 |
| (4) 家庭との連絡 | 家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域との連携を図ります。 |

2. 活動費

年間利用 (振込手数料含め)	長期休業日のみの利用	
	夏休み	冬休み
月2,010円	3,000円	1,000円
月初め払い	7月支払	12月支払

※年間利用者の活動費は、ゆうちょ銀行指定口座からの引き落としでの支払いとなります。毎月1日が引落日（1日が休日の場合は、翌営業日）です。

合わせて、手数料が別途、**振替ごとに10円必要になります。**必ず、引落日の前日(前日が休日の場合は、振替日までの営業日中)までに指定口座にご入金ください。【年間利用者は手数料と合わせて、2,010円が引き落とされます。2人以上の児童が入会している場合、2人：4,010円、3人：6,010円の引き落とし】
(長期休業日のみの利用者は現金を持参していただきます。)

※活動費はその月に登会しない場合も必要です。

※年間利用の方については、活動費を3ヶ月滞納された場合は、退会していただきます。

※引き落としの手続きが間に合わず、振替ができない場合等で納入方法に変更がある場合は、入会決定通知書でお知らせします。

3. せいかつノート

◎せいかつノートは、児童クラブからお渡しします。

◎家庭と児童クラブとの連絡に使います。毎日持たせてください。

◎表紙裏の〈出欠席予定表〉〈気象警報発令時等の対応〉の記入をしておいてください。

◎毎日、必ず保護者が確認・点検をしてください。

◎児童の体調が良くない場合や帰宅の方法が異なる場合など、連絡事項がある場合は記入してください。

◎紛失・2冊目の利用の場合は、代わりのものを用意してください。

(1冊190円で購入もできます。)



4. 連絡事項・注意事項

※連絡先に変更があった場合は、必ずお知らせください。

(1) 登会・下会について

登会・下会時刻は次のとおりです。放課後活動日の下会時刻については、登会後の「せいかつノート」の確認に時間がかかりますので、16時以降でお願いします。特別な理由がある場合はご相談ください。また、下会時間はできるだけ集団で帰宅できるように30分単位としています。

	放課後活動日		一日活動日	
	通常授業日	短縮授業日	土曜日	長期休業日 (夏休み等)
登会	学校の授業終了後から		8時30分から (延長許可児童は8時00分以降で 申請された時間から利用可能)	
下会	原則 16時から		12時から	

※一日活動日の登会は、原則、午前8時30分から9時までの間に、午後は昼食を済ませ、12時30分から13時までに登会させてください。放課後活動日・一日活動日の18時から18時30分および一日活動日の8時から8時30分の利用の場合、延長利用申込手続きが必要です。

※一旦、児童クラブに登会した後、塾など習い事に行った場合、再び、登会することはできません。

※登会・下会は保護者の就業に合わせてご利用ください。

(2)欠席について

◎「せいかつノート」に貼る毎月の出欠席表に保護者が記入しておいてください。

3	4
休 :	:

※保護者が時刻欄に「休」と記入してください。
 ※急な欠席の連絡は電話してください。
 ※児童による、記入および口頭での届出は受けませんので、
 保護者へ確認の電話をさせていただきます。

◎学校を欠席又は早退した場合には、必ず児童クラブにもご連絡ください。

◎連絡がなく欠席の場合、保護者の勤務先へ直接確認の電話をさせていただきます。

(3)下会について

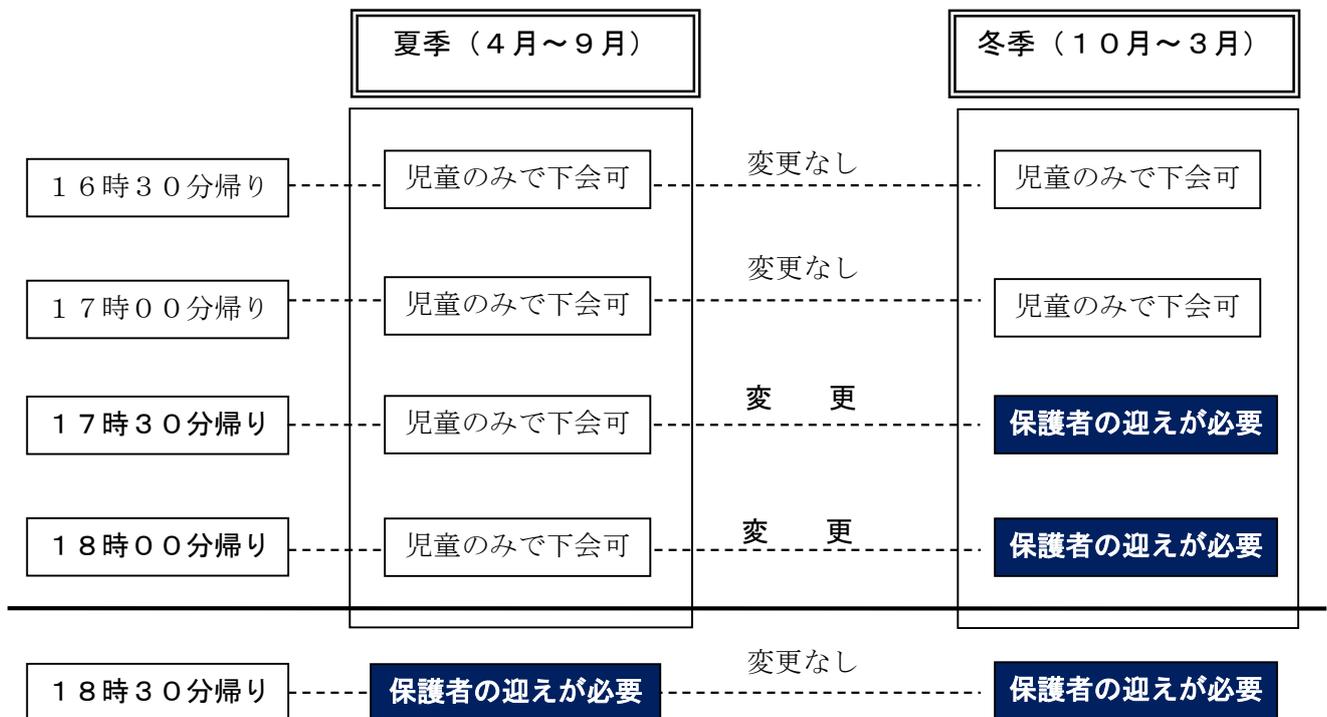
◎「せいかつノート」に貼る毎月の出欠席表に30分単位で下会時刻を記入してください。

3	4
迎 4:30	:

※お迎えの時は時刻欄に「迎」と記入してください。
 ※24 時間表記で記入されると児童が確認することが難しいので、時刻は
12 時間表記で記入してください。
 (○ 12 時間表記 4:00 × 24時間表記 16:00)
 ※訂正する場合は、前の記入を朱字で二重線を引き、その上に新しい予定
 時刻等をご記入ください。

◎お迎えに来られる方が普段と違う方の場合には事前にお知らせください。

◎10月～3月の間は、17時を過ぎて下会する児童、また、延長利用手続きをし、利用決定を通知した児童で、4月～9月の間、18時を過ぎて下会する場合は、保護者の迎えが必要となります。
 必ず18時00分まで(延長利用許可者は18時30分まで)にお迎えをお願いします。



18時以降は、延長利用許可者のみ利用可。

(4) 宿題について

自主的に取り組めるように声掛けを行います。学習指導は行いませんので、内容についてはご家庭で確認をお願いします。下校時刻が遅くなった時や行事に参加する時などには宿題ができないことがあります。

(5) お弁当・おやつについて

- ◎長期休業中、学校の代休日、土曜日、短縮授業日など給食の無い日には、お弁当と水筒を持たせてください。登会后に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。
- ◎おやつについて、アレルギー等の個別対応はできません。アレルギーのある児童の対応については、指導員へご相談ください。

(6) 服薬等について

- ◎投薬は医療行為にあたるため、児童クラブの指導員は行うことができません。目薬等も同様です。
- ◎服薬する場合には、児童が自分で行うことになります。服薬する場合には、安全管理のために、必ず保護者の方からのご連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて「せいかつノート」に記入してください。
- ◎アレルギーなどで対応が必要になる児童は、別途、関係書類の提出をお願いする場合があります。提出がない場合、登会をお断りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

(7) 学級閉鎖等の場合について

- ◎学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスの児童は、感染の有無に関わらず児童クラブをご利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

(8) けが・事故等の対応について

- ◎事故防止には万全を期しますが、万が一、児童に事故や大きなけがが発生した場合は応急措置をとり、保護者の勤務先に連絡させていただきますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いいたします。下会途中などでけが・事故等についても、必ず児童クラブへ連絡してください。

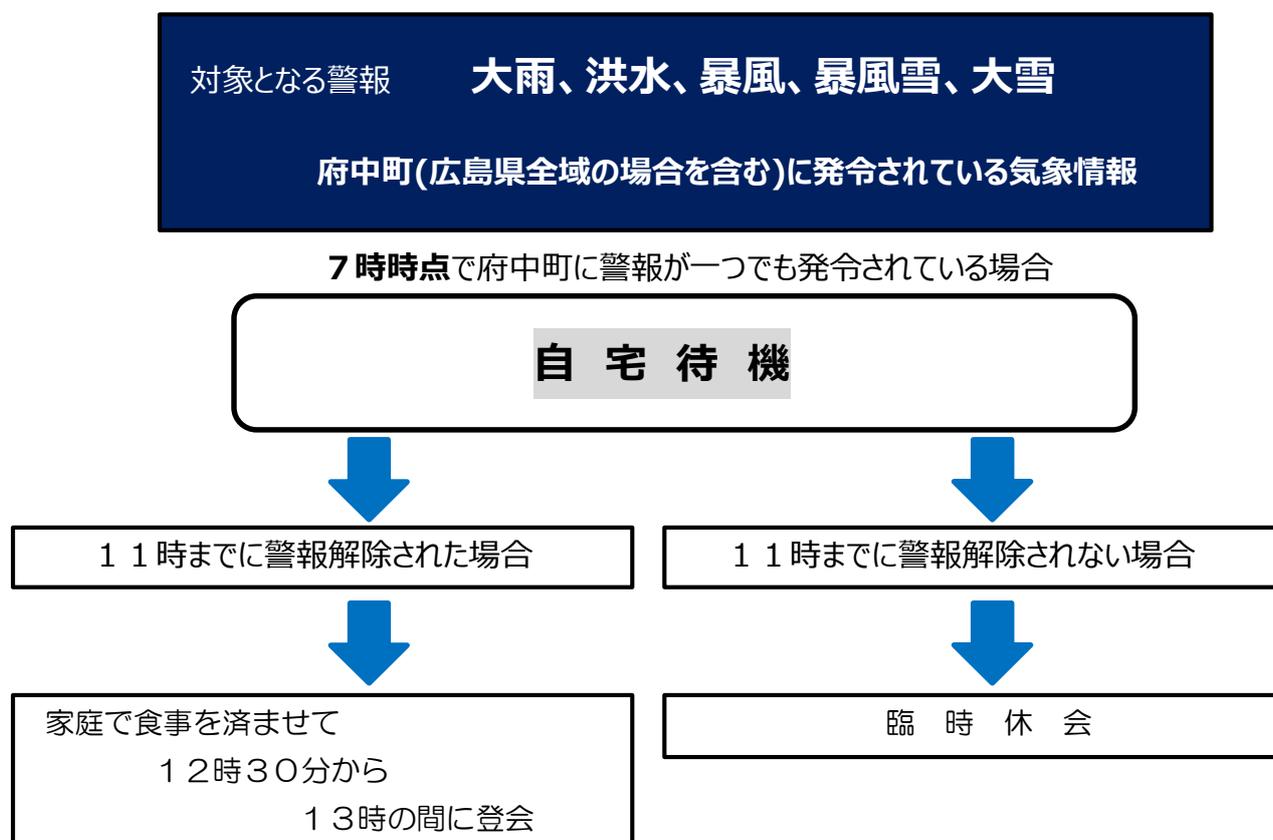
(9) スポーツ安全保険について

- ◎入会に際し、スポーツ安全保険に加入していただきます。1年間の掛金は800円です。（指定した払込みの期間を過ぎると、掛金800円のほかにシステム手数料の140円、合計940円が必要になります。）
- ◎活動中や定められた通学路における登下会のけがの場合のみ適用となります。
- ◎入院・通院とも1日目から適用となります。
- ◎受診された場合は児童クラブへご連絡ください。保険請求手続きを行います。

5 気象警報発令時等の対応

- ◎気象警報発令時等の場合は、事前に提出していただく「気象警報発令時等の対応調査票」にもとづく下会方法で対応します。大雨や台風により気象警報が発令された時の対応について、安全確保のため、保護者のみなさまのご協力をお願いします。
- ◎対象となる気象警報は、府中町（広島県全域の場合を含む）に発令されている大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかの場合です。
- ◎小学校が臨時休校となった場合は、放課後児童クラブも臨時休会となります。
- ◎事件発生等により学校が集団下校を実施する場合にも、「調査票」に基づく対応をさせていただきます。状況によっては、変更を行う場合がありますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。
- ◎警報の発令が予想される場合、あらかじめ児童と警報時の対応の仕方についてよく相談をしてください。
- ◎緊急時には府中町教育委員会からメール配信を行いますので、保護者の皆様には全員登録していただきます。
 - ・緊急メール連絡システムは年度で運用を行っています。登録は4月1日以降に行ってください。
 - ・アドレスを変更された場合は、始めから登録をし直し、そのことを児童クラブにお知らせください。
 - ・配信されたメールには確認ボタンが送付されています。メールを確認されたときは、確認ボタンを必ずクリックしてください。
- ◎児童クラブのメール登録は小学校のメール登録とは別のため、利用する児童クラブへ登録してください。
- ◎メールの登録方法については、このしおりの16ページにあります。
※緊急メール連絡システムは、フィーチャーフォン（ガラケー）では使用できません。

◇ 一日活動日の気象警報発令時の登会について



6 その他

- ◎無断欠席、けがや急病、その他緊急の場合の連絡については、勤務先にさせていただきます。携帯電話は、あくまでも第二手段とします。但し、外出勤務が多い場合等については、その旨を**あらかじめ**児童クラブへお伝えください。
- ◎勤務先や勤務時間、雇用期間など就業状況が変わった場合は、速やかに児童クラブに連絡し、新たな在職証明書を提出してください。また、**在職証明書は、新規入会申込の時と年度途中(6月予定)の2回、提出していただきます。**(前年度からの利用者は6月(予定)に1回、提出いただきます。)
- ◎**指導員の指示に従わず、他の児童の活動の妨げになる行為を行うこと、または、危険な行為等を行った児童は、登会の停止または退会していただくことがあります。**
- ◎活動中に携帯電話やスマートフォン、GPS(ボイスメッセージ機能付き)等、使用はできません。また、児童クラブへの登会中及び下会后、自宅への帰宅中、クラブでの活動中に、上記機器を紛失・破損された場合には、本クラブでは責任を負いかねます。
- ◎保護者が在宅の時(在宅ワークは含まない)や就労以外の時は、児童クラブへ登会できません。ご家庭で親子のふれあいをもっていただくようお願いいたします。私たち指導員は児童が安全で楽しく、そして保護者が安心して登会させられる児童クラブでありたいと、日々取り組んでいます。活動に関してのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

7 Q&A

- Q 仕事がシフト制で、勤務数が日曜日を除く、月16日以上と月16日未満の月があります。この場合、入会することはできますか？
- A 可能です。ただし、毎月シフト表を提出していただき、月15日以下が続くような場合は退会をしていただく場合があります。

- Q 産休中は、勤務時間等の基準を満たさないで、退会しなければならないのでしょうか。
- A 産前6週(多胎児の場合は14週)、産後8週の期間で、診察・出産時のみ登会することが出来ます。個別の事情がある場合は、ご相談ください。但し、活動費が必要となります。

- Q 育休中は、勤務時間等の基準を満たさないで、退会しなければならないのでしょうか。
- A 退会していただきます。また、育休中は新規入会することはできません。

- Q 小学校の下校時間から習い事の始まる時間まで時間があるので、時間調節のため入会したいのですが？
- A そのような入会はできません。

- Q 勤務先に変更があった場合は？
- A 在職証明書を改めて提出してください。

- Q 仕事を辞めた場合は？
- A 退職後一か月間は求職期間として在籍することができますが、児童の登会は就職面接日等の事情がある場合に限りです。
1か月を超えても次の勤務先が決定しない場合は、一旦退会していただくことになります。

お問い合わせ先 府中町教育委員会事務局社会教育課 ☎082-286-3272

8. 電子申請

必要書類を揃えて申請を行ってください。書類は申請時に添付してください。

電子申請ができない場合は、社会教育課に書類を持参してください。

◎電子申請の流れ

- 電子申請（入会申込項目を入力⇒必要書類を添付⇒必要な場合、併せて延長利用申込項目を入力⇒申請）
- 申込完了通知が送信されます。
- 受理通知が送信されます。（申込内容の確認のためお電話で確認させていただく場合があります。
申込内容に不備がある場合、返却通知が送信されます。）
- 入会基準に基づき公平な選考を行い、入会に係る可否の通知書を送付します。



電子申請申込用 QR コード

https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=26749

電子申請申込用 URL

